

☆ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金☆

ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座を受講し、修了した場合に受講修了時給付金を支給するとともに、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に合格時給付金を支給することで、学習を支援する制度です。

【対 象】

市内にお住まいのひとり親家庭の親及びその児童で、次のすべての要件を満たす方となります。

- 1 ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にある
- 2 受講する者の就学経験、就業経験、技能及び資格の取得状況等から判断して、高卒認定試験に合格することにより自立が効果的に図られると認められる
- 3 過去に本制度（本市以外の市区町村等が支給するこれに相当する制度を含む）を利用していない

【対象講座】

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）で市長が適当と認めたもの

【支給額】

◆受講修了時給付金

対象講座の受講のために受講者が支払った費用の20%（4千円以上で10万円が上限）

◆合格時給付金

対象講座の受講のために受講者が支払った費用の40%（受講修了時給付金と併せて15万円が上限）

【支給時期】

◆受講修了時給付金

対象講座の受講終了後

◆合格時給付金

高卒認定試験に全科目合格後

【申請方法】

1 事前相談及び対象講座指定の申請

対象講座の受講の申込みより前に事前相談と申請が必要です。

◆必要書類（事前相談では不要です）

- 1) 受講対象講座指定申請書
- 2) 受講しようとする講座の資料等
- 3) 児童扶養手当証書

<児童扶養手当を受給されていない方等>

<1> 転入の方は課税（所得）証明書

* 1月～7月の申請は前年1月1日に他市町村に住所があった場合、その市町村で前々年分所得による課税（所得）証明書。

* 8月～12月の申請は今年1月1日に他市町村に住所があった場合、その市町村で前々年分所得による課税（所得）証明書。

<2> 申請者と児童の戸籍謄本

2 支給申請

受講修了時給付金は、対象講座を修了した日から起算して30日以内に、合格時給付金は合格証書に記載されている日から起算して40日以内に支給申請をしてください。

◆必要書類

- 1) 支給申請書
- 2) 児童扶養手当証書
- 3) 受講対象講座指定通知書
- 4) 受講施設の長が認定する受講修了証明書 ※受講修了時給付金申請時
- 5) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書 ※受講修了時給付金申請時
- 6) 文部科学省が発行する合格証書の写し ※合格時給付金申請時

<児童扶養手当を受給されていない方等>

<1> 転入の方は課税（所得）証明書

* 1月～7月の申請は前年1月1日に他市町村に住所があった場合、その市町村で前々年分所得による課税（所得）証明書。

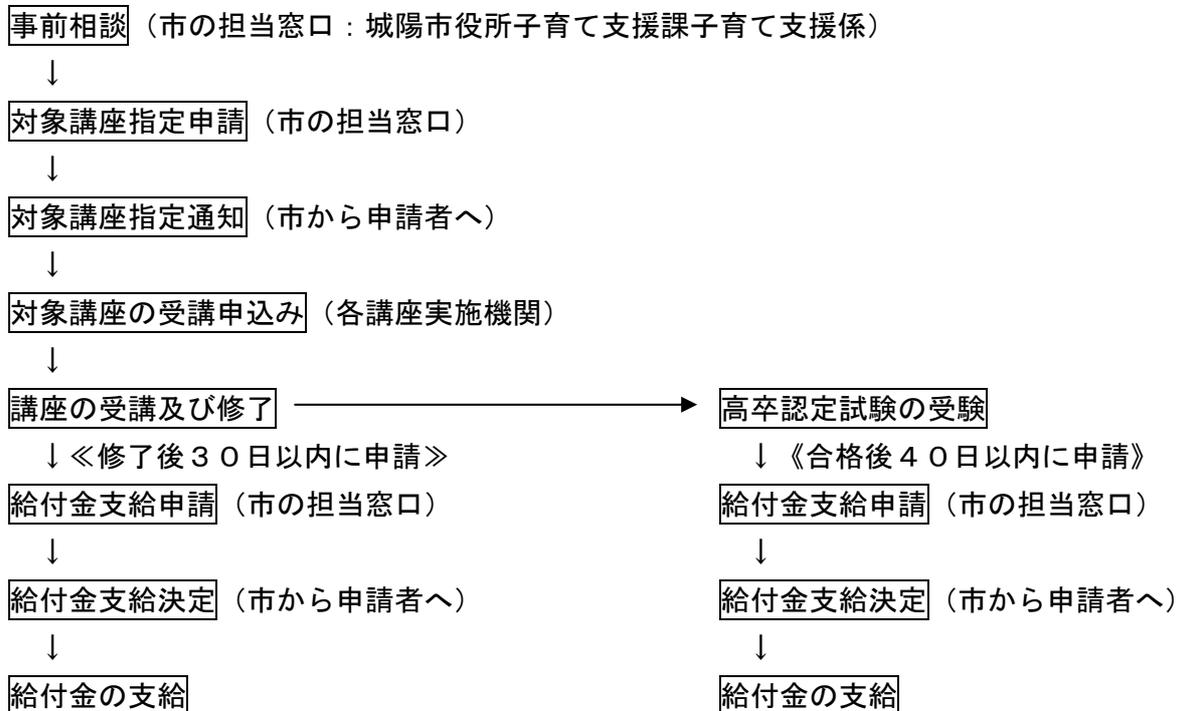
* 8月～12月の申請は今年1月1日に他市町村に住所があった場合、その市町村で前々年分所得による課税（所得）証明書。

<2> 申請者と児童の戸籍謄本

③審査

対象講座の指定や給付金の支給に当たっては審査を行います。審査の結果、支給等できない場合もあります。

【手続の流れ】



【問 合 せ】

子育て支援課子育て支援係

電話 0774-56-4036（直通）

Fax 0774-56-4060（直通）

Eメールアドレス kosodate@city.joyo.kyoto.jp

*メールには必ず件名をいれてください。